



熊本県公報

第 1 2 2 1 9 号

平成 25 年 6 月 4 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○平成25年6月県議会定例会の招集	(財政課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定	(薬務衛生課) 2
○と畜場法施行細則様式第1に掲げると畜場番号の一部改正	(健康危機管理課) 3
公 告	
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課) 3
○熊本県県有林立木公売	(森林整備課) 3
○熊本都市計画地区計画	(都市計画課) 5
登 載 依 頼	
○文化財の解除	(文化課) 5

告 示

熊本県告示第582号

平成25年6月13日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成25年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字吐合76番3、76番4、76番51
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字吐合76番51、76番3・76番4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成25年6月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成25年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4 6 9 5 番 2 8 地先から 葦北郡芦北町大字女島字大丸 4 2 1 番 4 地先まで	前	3.6 ～ 18.1	1005.9	防交安 (道路 改築)
			後	3.6 ～ 18.1	1005.9	
				11.8 ～ 32.1	798.8	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 6 月 4 日

熊本県告示第 585 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定するクリーニング師の研修及び第 8 条の 3 に規定するクリーニング業務従事者に対する講習として次のとおり指定した。

平成 25 年 6 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 開催年月日及び会場
 - (1) 第 1 型クリーニング師研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下「研修」という。）

開催年月日	会場	備考
平成 25 年 7 月 7 日	国立阿蘇青少年交流の家 (阿蘇市一の宮町宮地 6 0 2 9 番 1 号)	
平成 25 年 8 月 4 日	熊本県婦人会館 (熊本市中央区水道町 1 4 番 2 1 号)	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための講習（以下「特管物講習」という。）を併せて行う。
平成 25 年 11 月 17 日	熊本県婦人会館 (熊本市中央区水道町 1 4 番 2 1 号)	

- (2) 第 1 型業務従事者講習（クリーニング業務の従事者が出席して受講するものをいう。以下「講習」という。）

開催年月日	会場	備考
平成 25 年 7 月 7 日	国立阿蘇青少年交流の家 (阿蘇市一の宮町宮地 6 0 2 9 番 1 号)	
平成 25 年 8 月 1 8 日	熊本県婦人会館 (熊本市中央区水道町 1 4 番 2 1 号)	
平成 25 年 11 月 17 日	熊本県婦人会館 (熊本市中央区水道町 1 4 番 2 1 号)	

3 科目及び時間数

科目	時間数	備考
衛生法規及び公衆衛生	1 時間(前回受講より 3 年以内に受講する者にあつては、30 分)	特管物講習を含む研修の場合は、廃棄物の処理についての科目を別に 2 時間行う。
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1 時間	

洗濯物の処理	1時間	
繊維及び繊維製品	1時間(前回受講より3年以内に受講する者にあつては、30分)	

- 4 受講料
 (1) 研修 5,000円(特管物講習を含む研修にあつては 8,000円)
 (2) 講習 4,500円
- 5 特管物講習を含む研修の修了者
 特管物講習を含む研修の修了者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得する。
- 6 研修及び講習の問合せ先
 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター
 (熊本市中央区白山一丁目4番9号 末永ビル2階 電話096-362-3061)

熊本県告示第586号

昭和43年1月9日熊本県告示第6号(と畜場法施行細則様式第1に掲げると畜場番号)の一部を次のように改正する。
 平成25年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

表中8の項を次のように改める。

8	株式会社熊本中央食肉センター	一般	宇城市豊野町巢林548番地
---	----------------	----	---------------

公 告

熊本県公告第326号

熊本市に事務所を置く石塘堰樋土地改良区理事長岩本司から平成25年4月3日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年5月27日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
 平成25年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第327号

次のとおり県有林立木を公売する。
 平成25年6月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の所在及び数量
- (1) 主伐 阿蘇市講和記念造林南河原団地(50~61年生)
 すぎ 3,504本 1,808.82立方メートル
 ひのき 4,032本 2,144.86立方メートル
 ざつ 256本 36.42立方メートル
 計 7,792本 3,990.10立方メートル
- (2) 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林祭場団地・興国造林中広木団地(22~71年生)
 すぎ 6,040本 5,814.75立方メートル
 ひのき 132本 93.29立方メートル
 まつ 120本 37.70立方メートル
 くぬぎ 4,750本 276.63立方メートル
 ざつ 525本 110.45立方メートル
 計 11,567本 6,332.82立方メートル
- (3) 主伐 阿蘇郡高森町講和記念造林山神団地(60年生)
 すぎ 5,522本 2,780.73立方メートル
 ひのき 2本 1.86立方メートル
 まつ 1本 0.45立方メートル
 ざつ 152本 13.90立方メートル
 計 5,677本 2,796.94立方メートル
- (4) 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林西米山団地(53~56年生)
 すぎ 6,627本 3,916.36立方メートル
 ひのき 1,162本 797.15立方メートル
 けやき 16本 4.24立方メートル
 ざつ 85本 16.80立方メートル
 計 7,890本 4,734.55立方メートル
- (5) 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林清栄山A団地(60~71年生)

	すぎ	5, 4 0 7	本	2, 8 1 8	1 1	立方メートル
	ひのき	1 5 0	本	8 6	3 9	立方メートル
	ぎつ	5 7	本	1 0	8 7	立方メートル
(6)	計	5, 6 1 4	本	2, 9 1 5	3 7	立方メートル
	主伐	阿蘇郡高森町御大	礼記念模範林清栄山B団地(71年生)			
	すぎ	2, 2 4 2	本	1, 2 6 3	5 1	立方メートル
	ひのき	2 7 1	本	2 8 7	6 0	立方メートル
	ぎつ	2 0 9	本	6 7	1 9	立方メートル
(7)	計	2, 7 2 2	本	1, 6 1 8	3 0	立方メートル
	主伐	上益城郡山都町講和記念造林御所	団地(50~56年生)			
	すぎ	8, 5 1 9	本	5, 9 4 1	5 7	立方メートル
	ひのき	1 5	本	1	9 4	立方メートル
	ぎつ	8 1	本	1 7	1 1	立方メートル
(8)	計	8, 6 1 5	本	5, 9 6 0	6 2	立方メートル
	主伐	球磨郡山江村講和記念造林西下	拓団地(56~60年生)			
	すぎ	7, 8 1 4	本	5, 3 6 0	6 1	立方メートル
	ひのき	3, 8 9 4	本	1, 4 3 7	9 1	立方メートル
(9)	計	1 1, 7 0 8	本	6, 7 9 8	5 2	立方メートル
	主伐	球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内A	団地(59~61年生)			
	すぎ	4, 6 2 5	本	2, 1 3 6	7 6	立方メートル
	ひのき	6, 3 0 5	本	3, 5 5 0	8 9	立方メートル
	まつみ	2 1 6	本	1 5 3	9 7	立方メートル
	もみ	2 9	本	8 2	6 1	立方メートル
	さくら	2 3	本	8	1 6	立方メートル
	ぎつ	1, 2 5 5	本	1 8 1	4 1	立方メートル
(10)	計	1 2, 4 5 3	本	6, 1 1 3	8 0	立方メートル
	主伐	球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内B	団地(50~62年生)			
	すぎ	3, 6 9 8	本	1, 0 5 1	4 5	立方メートル
	ひのき	1 0, 0 4 8	本	3, 7 6 7	9 2	立方メートル
	まつみ	2 8 8	本	1 7 1	6 9	立方メートル
	もみ	7 0	本	1 2 7	7 2	立方メートル
	けやき	1	本	1	5 3	立方メートル
	つがや	1 7 9	本	1 4 5	9 3	立方メートル
	かや	3	本	1	4 8	立方メートル
	さくら	1 8 9	本	3 9	8 4	立方メートル
	ぎつ	3, 5 3 3	本	6 1 8	6 8	立方メートル
(11)	計	1 8, 0 0 9	本	5, 9 2 6	2 4	立方メートル
	主伐	球磨郡五木村県設模範林平野	団地(55~77年生)			
	(SGEC認証森林)					
	すぎ	4, 7 2 0	本	2, 8 4 2	5 6	立方メートル
	ひのき	3, 8 8 7	本	1, 5 9 1	1 9	立方メートル
	まつみ	1 6 4	本	1 2 7	4 2	立方メートル
	もみ	6	本	1 3	8 7	立方メートル
	けやき	8	本	1 4	4 8	立方メートル
	つがや	7	本	1 0	6 8	立方メートル
	かえで	3	本	4	5 1	立方メートル
	かし	1	本	1	6 7	立方メートル
	ぎつ	1, 0 4 7	本	1 2 5	5 0	立方メートル
	計	9, 8 4 3	本	4, 7 3 1	8 8	立方メートル

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
- (3) 林業事業体として認定を受けている者
- (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を行っている者

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年7月29日(月) 午前10時入札 即時開札
- (2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館903会議室

4 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。

5 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無

- 効とする。
- 6 契約締結期限
契約締結の期限は、平成25年8月2日（金）とする。
 - 7 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。
 - 8 物件の搬出期限
物件の搬出期限は、平成27年3月31日（火）とする。
 - 9 現場説明の日時及び集合場所
 - (1) 阿蘇市講和記念造林南河原団地
平成25年7月2日（火）午前10時 阿蘇市「大観峰駐車場」
 - (2) 阿蘇郡高森町御大礼記念造林祭場団地、興国造林中広木団地、講和記念造林山神団地
平成25年7月2日（火）午後1時 阿蘇郡高森町「阿蘇森林組合高森支所駐車場」
 - (3) 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林西米山団地、清栄山A団地、清栄山B団地
平成25年7月3日（水）午前10時 阿蘇郡高森町「阿蘇森林組合高森支所駐車場」
 - (4) 上益城郡山都町講和記念造林御所団地
平成25年7月3日（水）午後2時 上益城郡山都町「道の駅通潤橋駐車場」
 - (5) 球磨郡山江村講和記念造林西下払団地
平成25年7月4日（木）午前10時 球磨郡山江村「山江村役場駐車場」
 - (6) 球磨郡五木村県設模範林平野団地
平成25年7月4日（木）午後1時 球磨郡五木村「五木村役場駐車場」
 - (7) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内A団地、岩野川内B団地
平成25年7月5日（金）午前10時 球磨郡水上村「水上村役場駐車場」
 - 10 注意事項
 - (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）及び熊本県国有林立木等売払代金の延納に関する規則（昭和32年熊本県規則第51号）を承知のうえ入札すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
 - (3) 郵便による入札は、認めない。
 - (4) 入札当日、応札者で2の（1）に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し等（市場の出荷証明書等を含む。）を持参すること。
 - 11 問合せ先
詳細については、熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班又は最寄りの熊本県広域本部地域振興局農林部林務課若しくは森林保全課に問い合わせること。

熊本県公告第328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成25年6月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

登録依頼

熊本県教育委員会告示第6号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第36条第2項の規定により、次の熊本県指定史跡の指定が平成25年3月27日付けで解除されたので、同第36条第3項で準用する同第5条第7項の規定により告示する。
平成25年6月4日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

種 別	文化財の名称	所 在 地
史 跡	高月官軍墓地	熊本県玉名郡玉東町大字木葉字高月680
史 跡	宇蘇浦官軍墓地	熊本県玉名郡玉東町大字木葉字宇蘇903-1